

毎週 月・水・金曜日発行

# 熊本県公報

## 目 次

- 規 則
  - 熊本県身体障害者更生施設規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)
  - 熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則 ( " )
  - 熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)
- 訓 令
  - 熊本県事務取扱規程の一部を改正する訓令 (税 務 課)
  - 熊本県税条例施行規則第三条第三項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令 ( " )

## 規 則

熊本県身体障害者更生施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第六十一号

熊本県身体障害者更生施設規則の一部を改正する規則

熊本県身体障害者更生施設規則(平成元年熊本県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「及び科目」を削り、同条中「及び科目」を削り、同条第三号イからニまでを削る。

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第六十二号

熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則

熊本県重度身体障害者授産施設規則(昭和五十六年熊本県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「い草加工科」を「花むしる製造加工科」に改め、同条第二号中「武道具製作科」を「自動車部品加工科」に改め、同号の次に次の一号を加える。

## 三 軽作業科

## 附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第六十三号

熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税災害減免条例施行規則(昭和三十八年熊本県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「遷」を「離」に改める。

別記第二号様式中「遷居」を削り、「遷」を「離」に

遷居令書	遷居年月日	期 限	遷居令書
及びつといた	遷居年月日	期 限	遷居令書
申 出	( 月 分 )	申 出 日	申 出 日

を

納税通知書を受け取った年月日	賦課年月日	納期	納税通知書番号
年月日	年度 (月分)	年月日	第 号

被書を受けた年月日 昭和 年 月 日

被書を受けた年月日 年 月 日

取得年月日 昭和 年 月 日

取得年月日 年 月 日

「左に代り取得した不動産」を「左に代わり取得した不動産」に改める。  
 昭和三十二年三月廿五日「昭和」を「昭」と、「殿」を「様」に

減免をうけた年月日 昭和 年度 令書番号 第 号 徴税令書を受けた年月日 昭和 年 月 日

減免をうけた年月日 年度 納税通知書番号 第 号 納税通知書を受けた年月日 年 月 日

登録番号 熊 登録番号

取得年月日 昭和 年 月 日 取得年月日 年 月 日

災害を受けた年月日 昭和 年 月 日

災害を受けた年月日 年 月 日 に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第四十四号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関  
熊本県知事 潮 谷 義 子  
熊本県税務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県税務取扱規程の一部を改正する訓令  
 熊本県税務取扱規程（昭和四十七年熊本県訓令第九号）の一部を次のように改正する。  
 第七十九条の見出しを「（自動車税申告書及び報告書の取扱い）」に改め、同条本文中「（規則別記第四十六号様式）」を「（報告書）」に改め、同条第二号中「納付額」を「税額」に改め、同条第三号中「納付額」を「税額」に、「第百二十九条の八第三項」を「第百二十九条の八第二項」に改め、同条第六号中「の収納印表示欄」を削る。  
 第九十二条中「（修正）」及び「（規則別記第四十六号様式及び規則別記第四十七号の九様式）」を削る。

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第四十五号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関  
熊本県税条例施行規則第三条第三項の出納員等及び場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税条例施行規則第三条第三項の出納員等及びび場所の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本県税条例施行規則第三条第三項の出納員等及びび場所の指定に関する訓令（昭和三十八年熊本県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「収税第一課」を「総務課」に改める。  
附 則

この訓令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

発行所 熊本  
平成十四年三月二十九日印刷  
平成十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 熊本印刷  
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%